

兵庫県公報

平成20年 8月22日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

目次

規 則	ページ
環境の保全と創造に関する条例施行規則及び環境影響評価に関する条例施行規則の一部を改正する規則(自然環境課).....	1
財務規則等の一部を改正する規則(会計課).....	2

公布された法令のあらまし

●環境の保全と創造に関する条例施行規則及び環境影響評価に関する条例施行規則の一部を改正する規則(規則第58号)

航空法等の一部改正に伴い、次に掲げる規則について所要の整備を行うこととした。

- 1 環境の保全と創造に関する条例施行規則
- 2 環境影響評価に関する条例施行規則

●財務規則等の一部を改正する規則(規則第59号)

株式会社商工組合中央金庫法その他の政策金融改革関係各法の施行により、商工組合中央金庫が株式会社化され、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫等が株式会社日本政策金融公庫に統合される等政策金融機関の組織及び機能の再編成が行われること等に伴い、次の規則について所要の整備を行うこととした。

- 1 財務規則
- 2 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則
- 3 卸売市場条例施行規則
- 4 福祉のまちづくり条例施行規則

規 則

環境の保全と創造に関する条例施行規則及び環境影響評価に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 8月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第58号

環境の保全と創造に関する条例施行規則及び環境影響評価に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 環境の保全と創造に関する条例施行規則(平成8年兵庫県規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表第5 79の項中「第5条の2」を「第6条」に改める。

別表第12 1の款(3)の項テ及び別表第13 1の項行為の欄2の(1)のタ中「第2条第4項」を「第2条第5項」に改める。

(環境影響評価に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 環境影響評価に関する条例施行規則(平成9年兵庫県規則第68号)の一部を次のように改正する。

別表第1 6の項対象事業の欄(1)中「陸上飛行場」を「陸上空港等」に改める。

別表第3 6の項行為の欄(1)中「第55条の2第2項」を「第55条の2第3項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条中環境の保全と創造に関する条例施行規則別表第5の改正規定及び第2条中環境影響評価に関する条例施行規則別表第3の改正規定は、平成21年4月1日から施行

する。

財務規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 8月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第59号

財務規則等の一部を改正する規則

(財務規則の一部改正)

第1条 財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)の一部を次のように改正する。

第84条第2項第5号中「農林中央金庫、商工組合中央金庫」を「株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫」に改める。

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和42年兵庫県規則第73号)の一部を次のように改正する。

様式第16号(3面)の部〔注意事項〕4中「国民生活金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

(卸売市場条例施行規則の一部改正)

第3条 卸売市場条例施行規則(昭和47年兵庫県規則第17号)の一部を次のように改正する。

様式第2号1の注中「こえ」を「超え」に改め、同様式3中「農林漁業金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

(福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正)

第4条 福祉のまちづくり条例施行規則(平成5年兵庫県規則第15号)の一部を次のように改正する。

第5条第1号を次のように改める。

(1) 鉄道に関する技術上の基準を定める省令(平成13年国土交通省令第151号)第2条第12号に規定する旅客車

別表第1の第1の部1の項(7)中「身体障害者社会参加施設」を「身体障害者社会参加支援施設」に改め、同部10の項(2)中「空港整備法」を「空港法」に、「第2条第1項」を「第2条」に改め、同部11の項中(1)及び(2)を削り、(3)を(1)とし、(4)から(7)までを(2)から(5)までとし、(8)を削り、(9)を(6)とし、(10)から(14)までを(7)から(11)までとし、(11)の次に次のように加える。

(12) 農林中央金庫法(平成13年法律第93号)による農林中央金庫の事務所

別表第1の第1の部11の項中(15)及び(16)を削り、(17)を(13)とし、同項に次のように加える。

(14) 株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)による株式会社日本政策金融公庫の支店

(15) 地方公営企業等金融機構法(平成19年法律第64号)による地方公営企業等金融機構の事務所

(16) 株式会社商工組合中央金庫法(平成19年法律第74号)による株式会社商工組合中央金庫の支店その他の営業所

(17) 株式会社日本政策投資銀行法(平成19年法律第85号)による株式会社日本政策投資銀行の営業所

別表第1の第2の部1の項中「(昭和32年政令第340号)」を削る。

附 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。ただし、第3条中卸売市場条例施行規則様式第2号1の注の改正規定並びに第4条中福祉のまちづくり条例施行規則第5条並びに別表第1の第1の部1の項(7)及び10の項(2)並びに第2の部1の項の改正規定は、公布の日から施行する。